



ふじよしだ

議会だより

<http://gikai.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/>

第158号

9月定例会開催予定

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
			本会議 (開会) 14:00			
11	12	13	14	15	16	17
	本会議 (一般質問) 13:00	本会議 (一般質問) 13:00	決算特別 委員会 10:00	決算特別 委員会 10:00		
18	19	20	21	22	23	24
		決算特別 委員会 10:00	常任委員会 (総務経済) 10:00	常任委員会 (文教厚生) 10:00		
25	26	27	28	29	30	
	常任委員会 (建設水道) 10:00			本会議 (閉会) 14:00		

本会議・常任委員会を傍聴しませんか！！

本会議・常任委員会を傍聴することができます。日程は左表にてご確認ください。

●傍聴受付

本会議 当日、議場傍聴席入口にて受付。

常任委員会 当日、本庁2階議会事務局にて受付。常任委員会開会場所は、本庁3階大委員会室。

詳細は議会事務局までお問い合わせください。

☎0555-22-0612

6月定例会

令和4年6月定例会は、6月15日に開会し、15日間の会期を終え、29日に閉会しました。

市長からは、専決処分報告として、富士吉田市税条例の一部改正など4件、報告案件として、継続費繰越計算書など3件の報告がそれぞれありました。

また、市長から提案のあった6議案については、すべて可決、同意しました。

人事案件では、議会選出の監査委員として羽田幸寿議員が選任されました。

任期満了に伴う議会運営委員会委員及び各常任委員会委員の選任、並びに、辞職に伴う恩賜林組合会議員の補欠選挙が行われ、委員等がそれぞれ新たに選出されました。

市政に対する一般質問は、3名の議員が行いました。

報告案件の概要 即決案件の概要

報告第4号

専決処分報告について

(富士吉田市税条例の一部改正)

【内容】

固定資産課税台帳等に記載されている住所について総務省令で定める措置を講じたもの又はその写しの閲覧等に係る手数料の徴収に関する規定を設ける等のため、所要の改正を行ったもの。

報告第5号

専決処分報告について

(富士吉田市国民健康保険税条例の一部改正)

【内容】

保険税の課税限度額の引き上げ等を行うため、所要の改正を行ったもの。



報告第6号

専決処分報告について

(富士吉田市国民健康保険税条例及び富士吉田市介護保険条例の一部改正)

【内容】

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税及び介護保険料の減免措置を令和4年度分においても実施するため、所要の改正を行ったもの。

報告第7号

専決処分報告について

(令和4年度富士吉田市一般会計補正予算第1号)

【内容】

歳入歳出にそれぞれ5500万1千円を追加し、総額を268億6500万1千円としたもの。

歳入では、民生費国庫補助金5500万1千円を増額し、歳出では、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給事業費2982万6千円、子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)支給事業費2517万5千円を増額したものの。

議案第29号

財産の取得について

【内容】

非常災害時における緊急情報等を各家庭等において受信することのできる緊急情報伝達システム用FM告知放送端末4000台を契約金額1億2269万4000円で取得しようとするもの。

議案第30号

令和4年度富士吉田市一般会計補正予算(第3号)

【内容】

歳入歳出にそれぞれ8686万4千円を追加し、総額を273億5087万4千円とするもの。

歳入では、民生費国庫補助金8686万4千円を増額し、歳出では、生活困窮者緊急生活支援金支給事業費8686万4千円を増額するもの。

議案第31号

富士吉田市監査委員の選任について

【内容】

委員に富士吉田市向原一丁目13番10号、羽田幸寿氏を選任するもの。

委員会の審査から

●総務経済委員会

●文教厚生委員会

総務経済

以下2議案について慎重に審査し、いずれも妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第26号

富士五湖広域行政事務組合規約の変更について

【内容】

富士五湖広域行政事務組合新庁舎竣工に伴い事務所の位置を変更するとともに、解散等の場合の財産の処分に関する規定を削除するもの。



議案第27号

令和4年度富士吉田市一般会計補正予算(第2号)

【内容】

歳入歳出にそれぞれ3億9900万9千円を追加し、総額を272億6401万円とするもの。

歳入では、財政調整基金繰入金3億9675万9千円、衛生費県補助金125万円等を増額し、歳出では、庁舎整備基金積立金3億円、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業償還金9514万5千円等を増額するもの。



文教厚生

以下の議案について慎重に審査し、妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第28号

令和4年度富士吉田市立病院事業会計補正予算(第1号)

【内容】

資本的収入及び支出について、収入を9346万3千円増額し、総額を6億5692万6千円とし、支出を9346万3千円増額し、総額を10億8280万円とするもの。



表彰

全国市議会議長会及び山梨県市議会議長会の各総会において、左記の表彰が行われたことを受け、6月定例会に先立ち、表彰状と記念品の伝達が行われました。

●永年勤続三十五年 特別表彰



太田 利政

●永年勤続十五年 一般表彰



渡辺 幸寿



勝俣 米治



横山 勇志

演習場対策特別委員会

本委員会は、令和4年4月28日に開催され、「令和5年度防衛施設周辺整備事業計画（概算要求）」及び「第10次北富士演習場使用協定周辺整備5カ年計画の進捗状況」について協議しました。



会期日程

29日	24日	23日	21日	6月15日
<ul style="list-style-type: none"> ● 各議員長からの報告 ● 議案の追加提案 ● 各議案の採決 <p>本会議</p> <p>(閉会)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 文教厚生委員会 ● 付託議案の審査 	<ul style="list-style-type: none"> ● 総務経済委員会 ● 付託議案の審査 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本会議 ● 市政一般質問 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本会議（開会） ● 会期の決定 ● 議案の提出と説明 ● 議案の委員会付託 <p>など</p>



6月
市政
一般質問
抜粋



伊藤 進
議員
(政友会)

質問①
**ウクライナ避難民に
対する本市の受け入
れ体制について**

1回目の質問

本年2月24日に始まったロシアによるウクライナ侵攻の戦火を逃れるために、多くの人々がウクライナの国内外に避難をしている。欧州連合(EU)は、侵攻直後からウクライナ難民の受入れに積極的な姿勢を示し、EU理事会は3月4日にウクライナから逃れてきた人々の緊急保護策を決定した。

わが国でも、4月24日までに719人の方が避難をされている。日本政府は、これらの人々を「避難民」と表現し難民条約に基づく「難民」とは違う枠組みで受入れ、まずは90日間の「短期滞在」の在留資格で入国させ、その後1年間働くことのできる「特定活動ビザ」への資格の切り替えを認めている。今後の情勢により、更新も認めると表明している。こういった動きの中で、本市においても3月7日の市長定例記者会見で「国から難民受入れの声掛けがあ

れば、国際観光都市を掲げる市として積極的に手を挙げたい」との考えを表明した。

その際に50世帯200人程度のウクライナからの避難民の収容人数を想定したが、この受入れ人数は何を根拠として決めたのか。また居住地確保のための公共施設の活用や企業への協力要請等について、協議を進めていくとのことだが、現在の進捗状況を伺う。仮に50世帯200人の避難民を受入れたとして、日々の暮らしのサポートはどのようにするのか。例えば医療をはじめ、就業・就学の問題など対応する課題は山積していると考えますが、具体的な対応策を伺う。

本市のホームページや市役所正面玄関には、昨年9月定例会で一般質問した持続可能な開発目標「SDGs」の16番に掲げている「平和と公正をすべてのひとに」と照らし合わせ、一刻も早くこの悲しい争いが収束し、世界に平和が訪れることを願いながら、避難民への支援方法として「受入れのために家を貸したい」「通訳の手伝いをしたい」「日本語指導のボランティアをしたい」という方に協力をお願いしている。現在どのくらいの方が、支援を申し込んでいる

のか。

1回目の市長答弁

ウクライナ避難民の受入人数に関する50世帯200人程度の根拠についてだが、本市では避難民の受入先として、市営住宅を想定していることから、市営団地と市営数見団地の空き部屋を考慮する中で、50世帯200人程度と伝えたところである。

次に、実際に受入れた場合における日々の暮らしのサポートについてだが、居住地の確保は、既に市営寿団地の4部屋の改修工事が完了し、いつでも入居できる状況であり、さらに、民間アパートや協力企業の社宅活用についても受入れ要請に対応できるよう準備を進めている。また、医療と就学の支援は、富士吉田市立病院と富士吉田市教育委員会を中心に受入体制を構築し、就業支援は、市内の企業と連携する中でサポートしていく。



また、民間団体等からの支援の申し入れに関しては、現在までに、住居支援3件、就労支援2件、語学支援2件、生活支援3件、その他にも支援に関する問合せは多数ある。いずれにしても、ウクライナ避難民の受入れに関しては、避難民の情報を提供してもらった時点で、速やかに各関係機関と協議し、万全の対応をしていく。

2回目の質問

様々な民間団体等から支援の申し入れや問い合わせが多数あるとの答弁だった。富士吉田市民の他者を慮る行動に敬意を表する。様々な支援をウクライナからの避難民に、実際に行った場合、多くの経済的な負担をかけたしまう。本市から補助金のような形で支援をサポートするような体制はとるのか。

支援の申し入れの中で、語学支援が2件あるとの答弁だった。日本語教室のボランティアとしては、私も所属している富士吉田JCE学習会がある。今回のウクライナからの避難民を本市で受入れる場合に、日本語教室の開催についての協力を検討したところ、前向きな対応を検討していくとの回答だった。JCEの皆様には、感謝申し上げます。ウクライナからの避難民にとっては、言葉の問題がコミュニケーションをとるためにも一番の課題である。ぜひ本市の担当部署とタイアップして進めてほしいが、見解を伺う。

特設サイトを見ると、国際観光都市を掲げる自治体として、ふるさと納税の仕組みを活用した寄付を受付けている。本市でウクライナからの避難民を受入れた場合は、利便性や即効性を考えると日本赤十字社へ送らずに、そのまま本市での受入態勢の費用とすべきだと考えるが、見解を伺う。

また6月3日付の一部地方新聞には、甲斐市によるウクライナからの避難民への支援として、生活必需品などを買い揃えてもらうために、一人当たり五万円の一時金を支給するとの記事があった。本市においても生活支援として、一時金の支給をウクライナ避難民に対して行うのか。

2回目の市長答弁

まず、支援の申入れがあったボランティアへのサポート体制についてだが、ボランティアを申出た団体等の意思を尊重しつつ、必要な経費は、本市としても支援していく。

次に、富士吉田JCE学習会とのタイアップについてだが、現時点では、既に支援を申出ているボランティア団体等と県内の学校法人の協力を得る中で、国の語学支援費を活用することを予定している。まずは、語学ボランティアとして申出をしてもらい、どのような協力ができるか協議させてほしい。

次に、ふるさと納税特設サイトを活用したウクライナ人道支援寄附についてだが、4月8日の受付開始時から、寄附額の全額を日本赤十字社

へ寄附することを目的として寄附を募っているもので、予定どおり日本赤十字社に対して寄附する考えである。

次に、本市における避難民への生活支援についてだが、出入国在留管理庁が示している支援内容は、国が生活費、医療費、日本語教育費、就労支援費、避難時一時金を負担し、受入自治体や民間においては、住居を提供するものとされている。

しかしながら、国が支援できない細かな生活支援等、状況によっては国の支援が不十分な場合もあるので、その都度、避難民に寄り添った対応を検討していく。

いずれにしても、出入国在留管理庁から情報提供を受ける中で、速やかに各関係機関と協議し、万全の対応をしていく。

3回目の質問

先ほど話した、富士吉田JCE学習会では、今後、ウクライナからの避難民を本市が受入れた際には、交流イベントを企画したいそうなので、引き続き協議を願う。

静岡県では、ウクライナからの避難民を支援する官民連携組織を立ち上げ、避難民への具体的な支援策を検討している。本市においても、情報の共有や実際の活動が円滑に進行できるように官民連携した組織作りが必要だと考えるが、見解を伺う。

今回のウクライナからの避難民を受入れることに関して、市民や任意団体等にヒアリングを行った。残念なことにはほとんどの方が、50世帯2

00人の受入れについて知らなかった。意見の中には、「そんなに大人数を受入れて大丈夫なのか」とか「市内で生活している人だって困っている人はたくさんいるよね」といった率直な意見もあった。ウクライナからの避難民の受入れが正式に決まったら、しっかりと市民に状況を説明し、財源等の説明も踏まえ、市民からのコンセンサスを得ることが、大変重要だと考えるが、見解を伺う。

3回目の市長答弁

まず、議員が所属する日本語教室の団体との協議についてだが、先ほど答弁したとおり、現時点では、当該団体はウクライナ避難民の受入れに関する支援ボランティアを申出していないので、まずは、支援ボランティアとして申出てもらい、どのような協力ができるか協議させてほしい。

次に、ウクライナ避難民を支援する官民連携した組織作りについてだが、出入国在留管理庁から受入れに関する情報提供を受ける中で、必要に応じて、支援の申出があるボランティア団体や県内の学校法人等と協力・連携し、検討していく。

次に、市民からのコンセンサスを得ることについてだが、ウクライナ避難民の受入れが正式に決定した際には、当然、議会や定例記者会見等において受入れに関する情報を説明し、予算に不足が生じる場合には、補正予算を提出し、議会の議決を得た後に対応していく。

議員が行った市民等へのヒアリン

グの意見については、先ほど答弁したとおり、ロシア連邦の侵略行為に端を発するウクライナの人々が直面している人道危機から、決して目を背けてはならないと考え、本年3月の定例記者会見において、ウクライナ避難民の受入れを表明し、人道支援の観点から本市で受入れることが可能な世帯・人数として、50世帯200人程度と伝えたところであり、3月8日の山梨日日新聞の紙面に掲載されたことは、議員も承知のことと思う。

また、財源等に関しても、先ほど答弁したとおり、出入国在留管理庁が示している支援内容は、国において生活費、医療費、日本語教育費、就労支援費、避難時一時金を負担することから、受入自治体や民間においては、住居を提供するものとされているので、本市では市営住宅を無償で提供する予定である。

繰返しの答弁となるが、国が支援できない細かな生活支援など、状況によっては国の支援が不十分な場合もある中で、その都度、ウクライナ避難民に寄り添った対応について検討していく。

また、議員発言の後半部分については、ウクライナ避難民の受入れに対し、積極的なのか、あるいは消極的なのか、議員の意図が不明なところがあるが、私としては、人道支援に積極的に取り組んでいく。

いずれにしても、出入国在留管理庁から情報提供を受ける中で、速やかに各関係機関と協議し、万全の対応をしていく。

6月

市政 一般質問

抜粋



横山勇志
議員
(みらい)

質問①

持続可能な経済対策 について

1回目の質問

思い起こせば約2年半前に始まった新型コロナウイルス感染症が日本に上陸し国内に勢力を広げ始め、有名人が感染し亡くなったという事実と相まって、人々は大きな不安感に遭遇し、「いつ終わるとも思えない」コロナウイルスとの戦いの日々の中で世界はもとより、私たちの身近でもかなり浸透してきた。勿論、行政も手をこまねいていたわけではない。何とか人々の暮らしが疲弊しないように、また経済活動が持続するようにと、あらゆる施策を実行してきた。例えば国の行った施策として、国民一人ひとり一律に10万円の家計支援を目的とした「特別定額給付金給付事業」。また感染症拡大により大きな影響を受けている事業者に対しては、事業の継続や再起を促すよう事業全般に広く使える「持続化給付金

制度」等、記憶に新しい。

一方、我が市に目を転じてみれば、国に先んじて速やかに実行された市民一律1万円の「コロナ撲滅支援金給付事業」、市内の登録店舗で使用できる地域流通感謝のチケットとして三度にわたる「七福来券」の配付、さらには本市出身の学生等に対して地元の食料品等の支援物資を送った「コロナに負けるな！ふじよしだ若者エール便」等、市長並びに関係者には大変感謝している。

しかし、アフターコロナまたはウィズコロナの議論の入り口に立ったこの時期にウクライナで事変が勃発した。未だ先の見えないウクライナ情勢と、これを契機とした世界規模の物資不足やインフレ等、私たちが取り巻く複雑に入組んだ環境に不安材料が多々あると感じるのは私だけではないはずだ。

そこで、アフターコロナまたはウィズコロナを見据えた本市の情勢について、市長の見解を伺う。

1回目の市長答弁

アフターコロナ又はウィズコロナを見据えた本市の情勢についてだが、新型コロナウイルス感染症対策も3年目に入り、ワクチン接種が進む中で、感染者数に一喜一憂するのではなく、経済活動との両立やマスク着用基準の緩和等、行動要件の見直しが進んでいる。また、外国人の入国に際しても、今月から段階的に緩和されることが日本政府から示された。

本市においても、アフターコロナ又はウィズコロナを見据え、経済活動の回復を重視していく中で、市民や事業者を全力で支援すべく、今後についても、社会情勢を注視しながら適切な対策に取り組んでいく。

2回目の質問

答弁を聞いたところ、現在の社会情勢並びに今後予測できうる情勢変化の認識に私と大きな違いは無い。

そこで市民生活に最も影響が及びそうな具体例を挙げたい。それは、電気・ガス等のエネルギー関連の値上げ、はたまた原油高や穀物の値上げに反応した食料品等の値上げ等、食品主要105社対象の調査によると、今年の値上げ品目は予定も含んで5月の段階で既に8385品目、6〜7月の値上げ予定だけで3104品目となる。そして、これから秋

に向けて更に様々な物資の値上げが予想されていることは市長も承知のことと思う。市民にとっては不安どころか事実として重く受け止めるしかない状況だ。

このタイミングで少しでも市民の生活が楽になるように持続可能な経済対策を行うべきだ。これから秋冬に向けて様々な物資の値上げが予想される。そこで、一律に全市民を対象に現金給付を含めた経済支援が最も良い経済対策である。

少しでも市民の不安感を和らげるよう、速やかな現金給付を含めた経済支援を検討するべきだが市長の見解を伺う。

2回目の市長答弁

新型コロナウイルス感染症の影響による地域経済の低迷に加え、原油価格・物価の高騰により、市民生活に大きな影響が出ており、今後様々な商品の値上がりも予想されることは、私も認識している。

本市では、このような緊急事態に対応すべく、市の貯金にあたる本市の基金については、しっかりと積み増しを行い、本市が機動的な財政支出を確実に実施できる体制を整えている。

今後においては、コロナ禍やウクライナ情勢による大変厳しい社会経済情勢や現在の本市の財政状況も踏まえる中で、コロナ禍における原油

価格・物価高騰に係る経済対策についても、生活に困窮する方々、子育て世帯、農林水産業者や運輸・交通分野を始めとする中小企業者等に留まらず、全ての市民を対象に有効な支援策を、積極的に取組んでいく。

質問② 企業誘致について

1回目の質問

私は議員としての矜持を貫きながら、日々議員活動を行っている。特に、次代を担う子供たちが将来ここ富士吉田に笑顔で帰ってこられる環境整備の構築について、日頃から考えを巡らせ取組んでいる。そのような中、一昨年からの新型コロナウイルス感染症の流行は、誰一人望んだことではないが、このことが労働環境の変化を10年位は早めたのではないかと。具体的にはテレワークの普及とそれに伴う地方への分散化だ。このような環境変化の中、現在は他の

地域もテレワーク環境を目玉に企業誘致を積極的に行っている。本市は首都圏に近く、自然環境や生活環境に恵まれた地域というアドバンテージは、過去の一般質問で何度か指摘したとおりだ。そこで、こうした地域特性を生かした企業誘致活動を推進するために、本市が取組むべき施

策や事業、また課題等について、市長の見解を伺う。
また個々の具体的な案件として、現在、市が取り組んでいる企業誘致の進捗状況を伺う。

1回目の市長答弁

まず、企業誘致活動を推進するために、本市として取り組むべき施策や事業、また課題等についてだが、本市は都心から100km圏内に位置し、アクセスに優れ、富士山の麓に位置する他に類を見ない素晴らしい自然環境、生活環境に恵まれた地域でありながら、都心に比べ立地のコストが安いことから、企業の誘致には良好な立地条件である。

また、企業を誘致するにあたり、大きな課題となるのが事業用地の確保だが、本市では、市内の不動産事業者や開発事業者、金融機関との連携による事業用地の確保に向けた「富士吉田市企業立地促進ネットワーク」を活用し、土地、建物の情報を共有している。さらに、事業用地としての活用を希望する私有地を登録する「富士吉田市企業誘致等私有地土地活用登録制度」を整え、企業の要望に合致する土地の確保に努め、本市に企業が進出しやすい環境を整備する等、積極的に企業誘致に取り組んでいる。
こうした取組の成果として、この3年間に、富士実装株式会社、株式

会社吉村製作所、吉田精工株式会社、株式会社友樹飲料、エヌジーケイ・セラミックデバイス株式会社等が操業を開始し、今後においても、新たな企業の誘致活動を積極的に推進していく。

次に、本市が取組んでいる企業誘致の進捗状況についてだが、現在、株式会社ビックカメラの子会社である株式会社ビックライフソリューションが、飲料水宅配サービスの年内提供を目指し準備を進めていると共に、本市に蒸留所の開設を予定しているSASAKAWA WHISKY株式会社については、着々と準備が進められている。

また、大型産業集積エリアと位置付けた東富士五湖道路富士吉田インターチェンジ周辺地域については、民間主導により剣丸尾西土地区画整理事業が実施され、現在もこのエリアへの進出を検討する企業と交渉していると聞いている。このエリアは、本市地域経済の活性化にとって、極めて重要な場所であるので、今後においても、剣丸尾西土地区画整理組合と連携し支援をしていきたい。

2回目の質問

答弁から市が現在行っている事業の進捗状況は理解できた。市長並びに関係者の尽力に感謝しつつ、引き続き積極的な企業誘致を進めてほしい。しかし、ただ一点だけ聞きたい

ことがある。それは、会社や事業の分散化に伴うテレワーク等の新しい働き方が既に始まっている事実にごう向き合っているのか。具体的に言い換えると、本市に新しい働き方の拠点を移したい企業や個人にどのような企業誘致を考えているかである。具体的には、通信環境のインフラ整備、今以上に利便性の高い交通網の充実、仕事以外の過ごし方を有意義にする環境整備、テレワークや分散オフィスを推奨する優遇措置等、従来の企業誘致の方針の枠組みから外れた部分も多々ある。今後新しい働き方に対する企業誘致をどのように進めていくのか伺う。

次に剣丸尾西土地区画整理事業について、企業誘致の一般質問の中で本件に初めて触れたのが平成27年12月定例議会だったので、実に6年半以上経っている。答弁にあったように、本事業は民間主導で行われているが、本市にとって重要な場所でもあり、市長も長年にわたって支援を続けてきたので、もう少し具体的な進捗状況と時間のかかっている理由について伺う。

2回目の市長答弁

まず、テレワーク等の新しい働き方に対する企業誘致についてだが、現在、本市で支援したサテライトオフィスにおいては、テレワーカーの受入れ実績が年間延べ2000件を



上回っている。

こうした中、本市では、国の「デジタル田園都市国家構想」に基づき、本年度より「富士吉田市まるごとサテライトオフィス事業」を展開している。

今後市内に埋もれた新たなスポットや空き家・空き店舗等の発掘やテレワークに向けたシェアサイクル、カーシェア等の手軽な交通手段の導入、電子地域通貨やポイント制度等の仕組みの構築等を検討し、事業を拡大していく。

また、企業誘致については、先ほど答弁したとおり、市の発展に重要な役割を果たすことから、積極的に取り組んでおり、その取組の一つとして、山梨県の制度と連携した富士吉田市企業立地促進助成金を整備している。具体的には、本市に新たに進出を希望する様々な企業に対して、

条件に照合し助成金を交付する等支援策を講じることや、県外から本社機能の一部を担う事務所等を本市に整備する事業者に対しては、その物件の改修費の一部を助成している。

今後においても、現状の制度に適合させ、それぞれの企業に対して有効な支援を実施すると共に、新しい働き方に対する誘致企業への支援に對しては、関係機関等と協議を進め、立地条件等を確認しながら本市として最大限の支援を図っていく。

次に、剣丸尾西土地区画整理事業の進捗状況についてだが、対象用地の利用計画イメージを策定し様々な企業等へアプローチを行い、進出企業を募ってきたが、事業認可を得るまでの成果を上げることができず、現在に至っている。

令和2年度からは、都市基盤部と企業誘致の窓口である産業観光部との支援体制を構築し、組合との連携を更に強化する中で、事業の進捗を図ってきた。

こうした中、昨年10月に国土交通省観光庁の事業である「上質な宿泊施設の開発促進事業」への公募申請を行い、本年3月に事業対象の自治体等に選定された。

あくまでも開発促進に對しての宿泊施設運営会社等とのマッチング事業だが、一つのきっかけとして対象用地を広く周知することで事業の進捗が図られると考え、本年3月の選定後、対象用地に興味を示した企業

とのマッチングを実施している。

いずれにしても、本市としては、このような国・関係機関等の情報収集に努め、組合事業の新たな可能性を引き出す事業を提案できるよう引き続き剣丸尾西土地区画整理組合と連携し、支援をしていきたい。

質問③
子どもたちの安心・安全への取り組みについて

1回目の質問

現在、市内15カ所に設置された防犯カメラが登下校時の子供たちの安心安全を担っていると聞き、市長並びに関係者には大変感謝している。

しかし、実際には子供たちの通学路は勿論、さらに広義な防犯や捜索といった観点からもまだまだ不十分であり、全通学路を網羅していない。昨今の全国ニュースを見る限り、残念ながら地域での安心・安全が担保された世の中で無いことは明らかで、やはりもう少し予算をかけてでも防犯カメラの設置台数を増やすべきだが、市長の考えを伺う。

また、防犯という観点から行うべき具体案もまだまだ行政には残されているはずだ。例えば私も参加しているが、子供たちの登下校時に行うスクールガードや青色防犯パトロールの強化・改善等、市長も公約で掲

げている安心・安全をどのように進めていくのか。

1回目の市長答弁

現在、防犯カメラの設置から2年が経過したが、不審者情報が設置前に比べて半減したことは、コロナ禍で人流が抑制されていたことを加味しても、防犯カメラが地域の目を補完する役割を十分に果たし、不審者の抑制に繋がっていると改めて認識している。

防犯カメラの増設についてだが、不審者情報等の犯罪件数の推移や犯罪抑止効果等についての総合的な検証を今後も継続し、警察署を始めとする関係機関と緊密な連携を図る中で、必要に応じて設置していく。

次に、スクールガードや青色防犯パトロール車の強化・改善についてだが、市内小学校においては、子供たちが安心して登校できるよう、不審者の警戒や交通安全の確保等を目的とした「スクールガード」と呼ばれる見守り隊が組織されている。この活動については、ボランティアであり、改めて感謝申し上げる。

今後も、子供たちの安心・安全を見守ることの大切さを一人でも多くの方に理解してもらい、安定的な見守り活動が行えるよう広く周知していく。

また、青色防犯パトロールについては、現在、パトロール専門の職員

2名が専用車両1台により、平日の午後2時から午後8時まで、市内通学路を中心に1日約60キロメートルの距離を巡回している。

平成18年度の青色防犯パトロール導入以降、市内における刑法犯の認知件数は減少傾向にあり、青色防犯パトロールは、犯罪防止の観点から重要な役割を担っていると認識している。今後については、警察署と協議の上、一部の公用車にも青色防犯パトロール車の機能を持たせることで、更なる見守りの目を増やしていく取組を進めていく。

いずれにしても、子供たちの安心、安全を確保するために、今後引き続き見守り活動を積み重ねながら、地域の連帯感を強めコミュニティの活性化を図ると共に、防犯カメラによる地域の見守りや車両を活用した広範囲な巡回等総合的に取組んでいく。

2回目の質問

答弁では「カメラの増設は警察署を始めとする関係機関と緊密な連携を図る中で、必要に応じて設置していく」とされているが、今の時勢を鑑みるに「早急に増設するべきだ」と考える。市長も防犯カメラの設置によって一定の効果があつたと感じているなら、早急に予算化して防犯カメラの増設を行うべきだが市長の考えを伺う。



次にスクールガードについて、答弁では「スクールガードのボランティアには感謝している」と触れるに留まっているが、本市を陰で支えておられるボランティアにもっと配慮した行政であつて欲しい。市長には防犯ボランティアに「参加して良かった、もっと参加したい」と思えるような施策を考えてほしい。具体的には防犯ボランティアの募集と成果等、広報は勿論ポスター等の掲示物を作成し広く周知させ、市民と行政が意識を共有させることで公約でも触れている「地域の安心と安全」にさらなる関与が期待できるが、市長の考えを伺う。

最後に青色防犯パトロールについてだが、答弁にある専用車両1台では圧倒的に少ない。市長も「青色防犯パトロールは、犯罪防止の観点から重要な役割を担っている」と認識しているなら、青色防犯パトロール車の数を早急に増やすべきだが、市長の考えを伺う。

関連して市長は「公用車に青色防犯パトロール車と同様の機能を持たせる」と答弁されたが、これは青色防犯パトロール車の数を増やす1つのアイデアだが、例えば全体の車両の数は何台で、どのような運用で、どのように巡回するのか、もう少し具体的な考えを伺う。

2回目の市長答弁

まず、防犯カメラの増設についてだが、不審者情報等の犯罪件数の推移や犯罪抑止効果等について、警察署を始めとする関係機関の協力により、総合的な検証を今後も継続し、効果的な設置箇所が明らかになった際には速やかに設置していく。

また、防犯カメラの設置といったハード面に限らず、ソフト面においても、市内小学校児童を対象として毎年開催している交通安全教室の中で、防犯に関する教育を継続し、今後も子供たちの安心・安全の普及啓発に努めていく。

次に、スクールガードのボランティア活動についてだが、声かけ事案等の発生を受け、地域の皆様が自発的に、時には学校からの依頼を受ける中で、活動をしている。

そのため、子供たちは、地域のボランティアの方々から親しみを感じ、感謝の気持ちを口にしながら、毎日安心して元気に登下校している。各小学校においては、こうしたボ

ランティアの方々を始めとする地域の皆様に、子供たちと一緒に給食を食べてもらう機会や各種行事における交流などを通じて、日頃の感謝等を伝えていたが、ここ数年は、コロナ禍であるため、実施がかなわない状況にある。

今後は、ウィズコロナ、アフターコロナを見据える中で、ボランティア活動のモチベーションを高めてもらうために、ボランティアの方々より身近な存在となるよう、新たな交流の場を創設することや、活動の成果を周知することについて、学校と協議していく。

さらに、地域がより一層安心・安全となるよう、学校と地域の方々が連携しやすい体制づくりや学校におけるボランティア活動の募集、活動の周知等、きめ細かなサポートを行っていく。

次に、青色防犯パトロールに係る専用車両の拡充についてだが、複数台の公用車に、青色防犯パトロール車の機能を持たせ、職員による見守りの目を増やすと共に、巡回方法や、不審者情報があつた場合の巡回強化等、具体的な運用方法については、速やかに検討していく。

いずれにしても、警察署や関係機関に協力してもらい、犯罪や事故の発生状況の推移等を検証し、子供たちの安心・安全を確保するために、今後も必要な施策を確実に実施していく。

6月 市政 一般質問 抜粋



前田厚子 議員 (政友会)

質問① 带状疱疹ワクチン 接種の助成について

1回目の質問

「SDGs目標3」における日本の優先課題は、「健康寿命」を延ばすことと言われている。誰もが健康で長生きできたらと考えているのではないだろうか。

そこで今、高齢者の間で深刻な話題なのが、带状疱疹である。带状疱疹の原因は、体の中に潜んでいたヘルペスウイルスの一種の水痘・带状疱疹ウイルスである。幼少期に水ぼうそうにかかったことのある人なら、誰でも带状疱疹にかかる可能性がある。

水ぼうそうが治った後も、ウイルスは体内の神経節に潜んでいる。コロナ禍で疲労やストレスを溜め免疫力が低下すると、神経節に潜んでいたウイルスが再び活動を開始し、神経を伝わり皮膚に到達し、带状疱疹として発症する。

皮膚症状が治った後も、50歳以上の約2割の方に長い間痛みが残る带状疱疹後神経痛（PHN）になる可能性があると言われている。

带状疱疹ワクチン「生ワクチン」は、日本では、厚生労働省により2016年3月に「50歳以上の方に対する带状疱疹の予防」として適用拡大されたが、新たに2020年に使用開始となった不活化ワクチン「シングリックス」は、生ワクチンに比べると予防効果が高く、効果が長時間維持し、がんや膠原病等で免疫が低下している人でも接種できる点が優れている。

ちなみに、带状疱疹ワクチンの接種は、自己負担する任意接種だ。生ワクチンで1回8000円程度、不活化ワクチンは、1回2万2000円程度と高額で、しかも2回接種しなければならない。

そのような中、全国的に半額助成の自治体が徐々に増えている。また、3月に入り国会の参議院予算委員会でも带状疱疹ワクチンの費用の一部を公費で補助する定期接種化を急いで欲しいと質問があった。その後の答弁では、現在、厚生労働省で、任意接種から定期接種に位置づける是非について審議会で様々な検討されているとのことだ。

少し希望がわいてきたが、定期接種となるのは、まだまだ先のことかと思う。そこで、今日にも明日にも

発症して痛みと戦わなければならない人の為に、本市として接種費用の助成を検討してもらえないか。

1回目の市長答弁

带状疱疹を発症した際の対処法は、できる限り早めに抗ウイルス薬を服用することだが、带状疱疹の予防方法として、発症割合が高まる50歳以上の方を対象とした带状疱疹ワクチンの接種が行われている。

一般にワクチン接種は、定期接種と任意接種に分けられ、带状疱疹ワクチンは任意接種とされている。任意接種のワクチンは、国が使用を認めてはいるが、予防接種法では規定されていないワクチンであり、接種する場合の費用は自己負担である。

また、带状疱疹ワクチンには、生ワクチンと不活化ワクチンがあり、どちらのワクチンにも带状疱疹の発症を抑える効果はあるが、生ワクチンは、「明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する者及び免疫制御をきたす治療を受けている者」には接種できず、不活化ワクチンでは、「重大な副反応として、アナフィラキシー反応を含む過敏症状がある」とされている。

このようなか、厚生労働省の厚生科学審議会では、带状疱疹の発生頻度やワクチン効果の持続性等から、接種に最適な対象年齢と期待される効果、安全性等について議論され、定期接種への検討が進められている。

従って、带状疱疹ワクチン接種の位置づけについて厚生労働省の動向を注視し、带状疱疹ワクチンが定期接種となった際には、市民に接種を

推進すると共に、接種の助成についても実施していく。

2回目の質問

带状疱疹は、以前からある疾患なので、病名や症状なども知られているが、何故今、高齢者の間で話題になっているのかと云う事だ。

それは、新型コロナウイルス感染症がまん延する中で、带状疱疹を発症する高齢者が増加しているからだ。コロナ禍で疲労、ストレス等による免疫力の低下が発症の原因とも言われている。また、糖尿病やがん等の免疫力が低下する病気が原因になることもあるそうだ。

市長が大変に理解を示され、国で定期接種になり次第、接種の助成をするとの答弁には感謝しているが、今回、内閣府より「各自治体の判断で、コロナの影響で発生する住民の負担を軽減するため、带状疱疹のワクチン接種にかかる費用負担の軽減に臨時交付金を活用することは可能」との見解が示された。

そこで、地方創生臨時交付金の一部を市民のために、本市が先駆けて、带状疱疹ワクチンへの助成金に向けてもらいたい。検討してほしい。



2回目の市長答弁

带状疱疹ワクチン接種に係る費用負担の軽減に対する地方創生臨時交付金の活用についてだが、一般的に予防接種は、接種後の副反応や健康被害が問題となるケースが見受けられることから、带状疱疹ワクチンの接種についても、他のワクチンと同様に安全性等を考慮し、慎重に対応しなければならない。

このことから、地方創生臨時交付金を活用した带状疱疹ワクチン接種の助成については、任意接種の現段階では、実施する考えはない。

従って、先ほど答弁したとおり、厚生労働省において带状疱疹ワクチン接種が定期接種とされた際には、市民に接種を推進すると共に、接種費用の助成など、市民が安心して接種を受けられる体制を構築していく。

外へ更に国中の広域で示された五市の施設へ避難する。

そのような中で「徒歩避難」を不安に思う方々から、以下のような質問があったので伺う。

1点目、徒歩で避難する市民は何処を目指して歩いて行くのか。広域避難のように市が地域ごとに指定するのか。

一時避難場所と言われているが、地震の時に決めてある場所を指すのか。また、先に避難する「要配慮者」は、誰がどこに避難をさせるのか。その方たちのサポートは誰がするのか。避難は家族ごとか、それともバス等で移動すると考えているのか。

2点目、徒歩避難なので、荷物もできる限り少なくなると思うが、二次避難は必要に応じて、噴火が小康状態であれば長期滞在の可能性も出てくるのか。ここで言う二次避難とはどの地域への避難になるのか。

3点目、富士山が噴火をすると、まず噴石や火山灰が発生し同時に溶岩流・火砕流と流れてくる。ならば、火山灰が降る中徒歩で避難は不可能だと思う。

例えば、訓練時は市内一斉の避難だったのでは大混乱だったが、実際には計画的に避難すれば車の使用も可能になるのではないかと。降灰後、徒歩での避難者が車を取りに行っても、既に12cm積もっていれば、2輪駆動の普通の乗用車は立ち往生、4輪駆動であってもやっとな動く程度だと、先日の新聞で富士山科学研究所の実験結果が出ていた。今までのように車での避難の時は、生活を継続できる最低限度の家財食料等を持ち

出せるし、数日間であれば車中避難も可能であり行政負担も軽減できるのではないかと考えていたが、もし不可能な場合は、本市の避難所及び生活支援計画は、強靱化計画にあるように進めることはできるのか。

また、火山専門家から、噴火の予知は出来ないと聞いているが、どのタイミングで避難は開始されるのか。

4点目、本市の国土強靱化地域計画に、「富士山防災教育の推進」とあるが、この中には、忙しい小中学校の教頭先生が中心になって防災教育の実施を推進するとある。学校全体で取り組まなければ、生徒に防災意識をもたせられず、実際に生きた教育には繋がらないと思うが、この内容はどのような事を計画されているのか。

5点目、一人でも多くの市民が、防災意識を高く持ち、地域のまた家族の安心・安全の為に行動できるように本市独自で「富士山噴火の避難」を中心に「防災リーダー養成講座」を計画してほしい。また、その中に子ども達や女性の為の防災教育・訓練の実施を組み込むことも考えてほしい。見解を伺う。

富士山噴火の避難は、300年もの間、誰も経験していないので本市独自で、今本気になって火山対策のリーダーの養成に取り組みべきだと。養成講座の取組みについて市の考えを伺う。

先日の新聞に、広域避難は県が調整役になるとあった。富士山避難は、体育館のような避難所で暑さ寒さも凌げない場所では長引くと災害関連死等も心配になる。その時には、宿

泊施設等を県に要請してもらいたい。市として長期化した時の対策は他にあるのか。

1回目の市長答弁

平成16年6月に策定された、富士山火山ハザードマップが令和3年3月に改定され、住民の命を確実に守るため、より効果的な避難体制の構築に向け、基本的枠組みの根本的な見直しが必要となった。

このことから、富士山火山防災対策協議会における検討委員会で、昨年度より富士山火山広域避難計画の見直しについて議論が始められ、引き続き本年度も継続して検討されることとなったが、ハザードマップの改定に伴い、本年3月30日に「逃げ遅れゼロを目指し、安全に避難できる可能性を最大化」を改定の基本方針とする中間報告が発表された。

中間報告の主な内容としては、避難方法や避難先、避難対象エリアの見直しなどがあげられている。

まず、避難方法については、これまで溶岩流からは車で避難するとしていたが、一般住民は噴火後に徒歩で避難することが示された。これまで実施してきた避難訓練でも、一斉に避難を開始した際に渋滞が発生するなど、目的地までの移動に相当の時間を費やすことが確認されている。それらを踏まえた検討委員会のシミュレーションでは、徒歩でも危険な範囲から避難できる結果も示されている。

また、富士山には多くの観測機器が設置され、ある程度噴火の予兆をつかめるが、完全な予測はできない

質問2 富士山噴火・避難の中間報告について

1回目の質問

令和2年9月17日に富士山噴火による被害想定がこれまでと変わった。そこで一番大きく変わった事は、今まで「避難は車で」であったのが、「避難は徒歩で」と伝えられたものだから市民は混乱してしまった。

新たなハザードマップに基づく溶岩流の速度は、歩く速さには追いつかない。その為まずは、市内でも安全な場所に歩いて避難、その後市

といわれている。さらには、予兆があつてからすぐに噴火する場合、数か月後に噴火する場合、噴火せずそのまま沈静化する場合も想定される。このような富士山噴火の不確実性を踏まえ、かつ地域住民の生活を維持していくことも考慮し、徒歩での避難方法が検討された。

避難するタイミングとしては、大きな噴石や火砕流の到達エリアを除く地域の一般住民については噴火後に、大きな噴石や火砕流の到達エリア内の登山者・観光客や一般住民、溶岩流が3時間以内に到達するエリア内の避難行動要支援者については噴火前とするなど、噴火警戒レベルや専門家の意見等を基に必要な地域に避難指示を発令していく。

次に、避難先についてだが、一度の噴火で富士山全域に溶岩流が流れることはないため、溶岩流の流下方向から垂直方向に避難し、近くの安全な場所へ移動することで、身の安全を守る事ができる。噴火後すぐに市外へ避難するのではなく、まずは市内の安全な指定避難所等へ避難し、噴火の規模や状況を的確に判断した上で必要な場合に市外へ広域避難することが示されている。

加えて「逃げ遅れゼロ」を達成するため、避難行動要支援者に優先的に道路を使用させることも示され、本年度も継続して高齢者や障害者などの避難行動要支援者の避難対策、降灰からの避難対策などについて検討する。

いずれにしても、本市の地域防災計画等における避難計画の改定は、広域避難計画改定の最終報告後とな

るが、市民の安心・安全を守るためできる限り速やかに市の避難計画を策定する等、検討委員会による動向を注視しつつ、現状できうる準備を行うと共に、あらゆる事態を想定し検討を進めていく。

次に、「富士山防災教育」については、当然学校全体で取り組むべきことである。

このことから、各学校で防災教育を推進する手立てとして、学校長と教職員をつなぐ要の役割を果たす教頭に防災計画の策定などについて研修を行い、この研修を基に実際の災害を想定した避難訓練や保護者への引き渡し訓練等を実施することで、学校全体の防災意識を高め、児童生徒が自らの命を自らで守る判断力と行動力を育む訓練や教育に取り組んでいる。

次に、300年の長きにわたり噴火が発生していない富士山ではあるが、噴火した場合でも、身を守るために非常に重要な要素である避難行動を正しく知り、備えることで、噴火が発生した際にも市民の生命・財産を守ることに繋げられる。

なお、富士山噴火による避難は、噴火活動の状況により長期化する可能性もあり、そのような事態に備え、本市では災害時に必要な食料等を備蓄すると共に、他の自治体や民間企業等とも各種支援の協定を締結している。

また、噴火の発生時や発生恐れがある時には、国や県、関係機関等においても対策が始まるので、避難生活が長期化した際には、各機関とも連携しながら、市民の生命・財産

が守られるよう対策を講じていく。今後も、山梨県富士山科学研究所等の関係機関の協力により、自治会を始め自主防災会や中学校・高校など、幅広く市民に防災講演会や出前講座等の普及啓発活動を行い、引き続き地域防災力の向上に努めていく。

2回目の質問

避難対策について、富士吉田市ではソフト面また、ハード面において、国・県等の火山学者を始め多くの専門知識を持たれた方々や自治体の皆さまと対策を練られていた時だと思ふ。一方、先程の答弁の中に、要配慮者を除く一般住民の方は、噴火後に徒歩で避難することが示されたことだったが、噴火後の避難で本当に安全なのか。大変、不安になった。

火山噴火を見たことのない人たちが、いくら溶岩流が人の歩く速さよ



り遅く流れるといっても、驚いて平常心を無くすのではないか。市民に、安心が届けられないのか。本市だけで決められないとは思ふが、市民の声を聞いてほしい。どのような事も、専門的な意見と現場の意見は同等に扱われるべきだと思う。市長の考えを伺う。

2回目の市長答弁

今回の中間報告では、命を守ることを最重要視すると共に、暮らしを守る避難にも配慮されている。また、高齢者や障害者などの避難行動要支援者の避難では自動車による移動が不可欠であり、確実に避難できるよう道路の優先的な使用について考慮されている。

一方で、火砕流や大きな噴石等が到達する地域以外の一般住民は、すべて噴火後に近隣の安全な指定緊急避難場所等に徒歩で避難することになった。これにより、地域全体で安全に避難できる可能性を最大化することが示された。

専門的な意見と現場の意見を同等に扱うことについてだが、検討委員会では、本年度も引き続き避難計画の見直しが行われている。地元自治体は、示された避難計画等が有効に機能するか、訓練を通して検証を行い、必要な改善点を共有する等、これらを繰り返し行うことによって、現場の意見も反映されたより良い対策が講じられる。本市においては、中間報告について、広報紙7月号で周知するなど、今後も引き続き「正しく知り、備えていただく」ことの普及啓発活動に努めていく。

令和4年 第2回定例会 議案等審議結果 ①

(賛成○ 反対● 欠席△ 賛成討論者☆ 反対討論者★ 当選者□)

議案等番号	案 件	付託委員会等	太田利政	奥脇和一	渡辺利彦	戸田元	渡辺幸寿	勝俣米治	横山勇志	桑原守雄	小俣光吉	渡辺貞治	前田厚子	羽田幸寿	勝俣大紀	宮下宗昭	渡辺新喜	鈴木富蔵	渡辺大喜	藤原栄作	伊藤進	渡辺将	審議結果	
報告第4号	専決処分報告について (富士吉田市税条例の一部改正)	6/15 報告	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
報告第5号	専決処分報告について (富士吉田市国民健康保険 税条例の一部改正)	6/15 報告	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
報告第6号	専決処分報告について (富士吉田市国民健康保険 税条例及び富士吉田市介護 保険条例の一部改正)	6/15 報告	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
報告第7号	専決処分報告について (令和4年度富士吉田市一 般会計補正予算第1号)	6/15 報告	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
報告第8号	継続費繰越計算書について (令和3年度富士吉田市一 般会計)	6/15 報告	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	報告
報告第9号	繰越明許費繰越計算書につ いて (令和3年度富士吉田 市一般会計)	6/15 報告	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	報告
報告第10号	継続費繰越計算書について (令和3年度富士吉田市水 道事業会計)	6/15 報告	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	報告
議案第26号	富士五湖広域行政事務組合 規約の変更について	総務 経済	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第27号	令和4年度富士吉田市一般 会計補正予算 (第2号)	総務 経済	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第28号	令和4年度富士吉田市立病 院事業会計補正予算 (第1 号)	文教 厚生	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第29号	財産の取得について	6/29 即決	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

令和4年 第2回定例会 議案等審議結果 ②

(賛成○ 反対● 欠席△ 賛成討論者☆ 反対討論者★ 当選者□)

議案等番号	案 件	付託委員会等	太田利政	奥脇和一	渡辺利彦	戸田元	渡辺幸寿	勝俣米治	横山勇志	桑原守雄	小俣光吉	渡辺貞治	前田厚子	羽田幸寿	勝俣大紀	宮下宗昭	渡辺新喜	鈴木富蔵	渡辺大喜	藤原栄作	伊藤進	渡辺将	審議結果	
議案第30号	令和4年度富士吉田市一般会計補正予算(第3号)	6/29 即決	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第31号	富士吉田市監査委員の選任について	6/29 即決	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	除斥	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
選任第1号	富士吉田市議会議会運営委員会委員の選任について	選任	—	—	—	—	—	—	—	—	議長	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	選任
選任第2号	富士吉田市議会常任委員会委員の選任について	選任	—	—	—	—	—	—	—	—	議長	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	選任
選挙第2号	富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合会議員の補欠選挙について	指名推選	—	—	—	—	—	—	□	—	議長	—	—	□	—	—	—	—	—	—	—	—	—	当選

◎委員会に付託された議案等の内容については、“委員会の審査から”をご覧ください。

◎報告案件・即決案件の内容については、“報告案件・即決案件の概要”をご覧ください。

編集後記

新たなメンバーとなりました。

6月議会では委員会構成の変更があり、当委員会も新たな顔ぶれとなりました。

議会だよりにつきましては、「わかりやすい」「親しみやすい」「手に取りやすい」をテーマに、若い世代をはじめとした幅広い世代の方に向けて、引き続き、議会活動・議員活動を発信してまいります。そして、より多くの方に興味を持っていただけるよ

う、取り組んでまいります。

最後になりますが、議会は毎年3・6・9・12月に定例会が行われており、本会議・各常任委員会を傍聴することができます。毎号、開催日程を掲載しておりますので、是非、足を運んでいただきたいと思ひます。(戸田 元)

議会だより編集委員会

委員長 戸田 元

副委員長 渡辺 幸寿

委員 渡辺 利彦 / 桑原 守雄 / 宮下 宗昭 / 伊藤 進



委員会構成に変更がありました

● 議会運営委員会



委員長 戸田 元
副委員長 渡辺幸寿
委員 渡辺利彦 桑原守雄
宮下宗昭 伊藤 進

● 総務経済委員会



委員長 桑原守雄
副委員長 渡辺新喜
委員 奥脇和一 戸田 元 小俣光吉
羽田幸寿 勝俣大紀

● 文教厚生委員会



委員長 前田厚子
副委員長 藤原栄作
委員 渡辺利彦 勝俣米治 横山勇志
伊藤 進 渡辺 将

● 建設水道委員会



委員長 宮下宗昭
副委員長 渡辺大喜
委員 太田利政 渡辺幸寿
渡辺貞治 鈴木富蔵

● 富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合会議員（補欠選挙）

上吉田区域 横山勇志
明見区域 羽田幸寿

年4回/14,700部市内全域配布

ふじよしだ議会だより 企業広告大募集！

※詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。

富士吉田市議会事務局
☎0555-22-0612 (直通)

富士吉田市議会のホームページは
こちらのQRコードからご覧にな
れます。ぜひご活用ください。



※「QRコード」は商標登録商標です。